



～相続税の税務調査～

税理士・行政書士・ファイナンシャルプランナー
村尾 法生



相続税の税務調査は、所得税や法人税と比較すると高い確率で行われています。申告対象者自体が少ないことや、所得税等は毎年申告書が提出されますが、相続税の申告は一生に一度の申告のため税務調査を実施せずに相続税の課税漏れがあったとすれば永久に相続税の課税漏れを発見できなくなってしまうため、相続税はできるだけ多く税務調査を行うようになっています。

【相続税の税務調査の状況】

- (1) 相続税の税務調査は、おおよそ30%程度の割合で実施されています。
この30%という割合だけみるとあまり税務調査は行われてないかと思いがちですが、税務調査が実施された場合、そのうち80%以上割合で申告漏れ等が発覚しております。これは実地調査を行う事前に、税務署内で提出された申告書等の内容のチェック（机上調査）を実施し、調査対象が選定されているからだといえます。また、相続税は財産額に応じて税率が上がることから財産額が大きいと税額も大きくなるため、相続財産額が大きいほど税務調査の確立は高くなると考えられます。

税務調査に入る確率は約30%であり、その80%以上が追徴課税されている。

- (2) 申告漏れの財産の構成としては、現金・預金や株式が50%超、土地や建物の不動産が約15%となっています。金融資産の申告漏れが指摘されるケースが多く、これは相続人名義の預貯金や株式を「名義預金」をして相続財産に加算したり、死亡直前に引出した現金など相続財産に加算されるケースが多いためと思われます。
不動産については、申告漏れというよりも評価方法に間違いがあった事が理由と考えられます。

申告漏れ財産は、預貯金や株式などの金融資産が大半を占めている。

- (3) 税務調査1件あたりの申告漏れ財産は2,592万円、1件あたりの追徴税額は452万円
(4) 相続税調査に関連して「海外資産関連事案」「無申告事案」「贈与税調査」について、資料情報の収集などを積極的な調査を実施される方向。

【税務調査の対象の選定基準】

相続税の税務調査の対象となりやすいケース。

- ①申告書に誤りがある、資料に不備がある場合。
- ②生前の所得から推定して相続財産が少ない場合。
- ③相続人の財産が異常に多い場合。
- ④家族名義の資産の申告がされていない場合。
- ⑤相続財産が3億円超の場合。
- ⑥税理士の署名がない申告書。



税務調査が実施された場合には、追徴課税という金銭的な負担だけでなく、精神的な負担が重くのしかかります。最初の相続税申告の時点で、税務調査が来ないような申告書を作成することが大事です。相続税などの税務申告には「書面添付制度」という制度があります。税理士が申告書を作成するに当たり、どんな資料をどの程度確認し、どのように検討・判断したか、申告書の数字の算定根拠などの詳細を記載した書面を申告書に添付する制度です。税務署側が抱きそうな疑問を積極的に解消し、その申告書の信頼性を高める効果があります。この制度を活用することで税務調査を受ける確率をぐっと低くすることができます。

村尾法生税理士事務所（村尾法生行政書士事務所・合同会社村尾FP事務所）

〒604-8175 京都市中京区室町御池下ル円福寺町342-1 VOICE21ビル401号

TEL：075-708-5591 FAX：075-708-5592 E-mail：murao-kimio@tkcnf.or.jp